住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増加し、これらの方への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、 生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月まで の半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でもあることから住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すとともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
- 2. セーフティネット住宅の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の改修 費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
- 3. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分 費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
- 4.居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
- 5. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

鳥取市議会議長 山田延孝

衆 議院議長長長長長長内財務大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大上上上<